

広島県選挙管理委員会告示第二十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九条の規定により執行する参議院広島県選出議員再選挙を次のとおり行う。

令和三年四月八日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

- 一 選挙 期 日 令和三年四月二十五日
- 二 選挙すべき議員の数 一人